

回 覧 平成31年3月15日(三股町)代表 ☎ 52-1111

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】    | 【No.】 | 【内容】  |
|---------|-------|---|
| <募集>    | 1     | ◆児童厚生員・放課後児童支援員を募集します   |
| <催し>    | 1     | ◆「第141回みまたん駅前よかもん市(朝市)」を開催します                                 |
| <お知らせ>  | 2     | ◆平成31年度 軽自動車税の減免申請を受け付けます                                     |
|         | 3     | ◆ <small>せんでいえだ</small> 剪定枝のリサイクル事業を行っています                    |
|         | 4     | ◆県議選と町議選に合わせて、期間限定で「くいまーるバス」を無料で利用できます<br>◆家内労働(内職)情報をお知らせします |
| <保健と福祉> | 5     | ◆子ども医療費助成の対象となる小学生に受給資格者証を郵送<br>(子ども) します                     |



- | 【分類】      | 【No.】 | 【内容】  |
|-----------|-------|---|
| <保健と福祉>   | 6     | ◆国民年金第1号被保険者で、平成31年2月1日以降に出産<br>(一般) した人は、産前産後の国民年金保険料が免除されます               |
|           | 7     | ◆重度障害者に「タクシー等利用券」を交付します   |
| <農林畜産業関連> | 7     | ◆毎月10日・20日・30日は町内一斉消毒の日です   |
|           | 8     | ◆4月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします   |
| <相談>      | 9     | ◆「行政相談」を実施します<br>◆「人権相談」を実施します  |
|           | 10    | ◆「無料法律相談」を実施します<br>◆「ふれあい福祉相談」を実施しています<br>◆「広報みまた4月号」は、「回覧4月15日号」とともにお届けします |



## 募 集

### ◆児童厚生員・放課後児童支援員を募集します

町では、新年度から児童館・児童クラブで働く人を募集しています。  
希望する人は履歴書を福祉課児童福祉係まで提出してください。

#### ■仕事内容＝

- ・遊びや生活指導を行う。
- ・児童の出欠などの状況確認や見守りを行い、必要に応じて関係機関・保護者との連携を行う。
- ・児童の安全に注意し、児童に事故があったときはすぐに救護・報告を行う。必要に応じて関係機関・保護者に連絡する。
- ・施設、備品管理や事務処理などを行う。

|      |  |                              |
|------|--|------------------------------|
| 勤務時間 | 月曜～金曜日   | 午後2時～6時<br>(小学校行事などで早出勤あり)   |
|      | 土曜日・夏休み<br>春休み・冬休み                             | 午前8時～午後6時<br>(早出・遅出あり、休憩1時間) |
| 休日   | 週休2日(日曜および交代で1日)<br>祝日・盆(8月13～15日)・12月29日～1月3日 |                              |
| 募集人員 | 3人   |                              |
| 給与   | お問い合わせください。                                    |                              |
| 期間   | 4月1日～2020年3月31日まで(契約更新有り)                      |                              |

#### ■勤務地＝町内の児童館・児童クラブ

- #### ■応募条件＝
- ①子どもの指導ができる人。
  - ②年齢は問いませんが、子どもと一緒に遊ぶ体力がある人。



※お申し込み・お問い合わせは、  
福祉課 児童福祉係 (1階 ⑥番窓口)  
☎：52-9060 (直通) をお願いします。

## 催 し

### ◆「第141回みまたん駅前よかもん市(朝市)」を開催します

|     |   |
|-----|---|
| 期 日 | <b>3月24日(日) 【毎月第4日曜日開催】</b><br>※雨天でも実施します(荒天中止)<br>雨の場合、店頭軒下と店内奥コミュニティ室で行います。 |
| 時 間 | <b>午前8時～10時30分ごろ</b>  |
| 場 所 | <b>町物産館「よかもんや」前駐車場<br/>(JR三股駅東隣)</b>  |

今月の朝市は、大好評の『花の寄せ植え体験』を行います。たくさんの人に楽しんでいただけるように、前回よりも定員数を増やしました♪  
毎回、人気の商品や朝市でしか買えない限定商品がたくさん販売されます。  
さらに、「朝市で使える商品券」がもらえるポイントカードや、出店者からの提供商品が当たるお楽しみ抽選会も行います。  
毎月第4日曜日は、朝市会場で朝食を取りませんか？たくさんのご来場を心からお待ちしています。

#### ●商品券がもらえるポイントカードを発行します

買い物をするともらえるポイント引換券を持って、ポイント引換所にお越しください。引換券1枚で1ポイントがもらえます。20ポイント集めると、朝市で使える500円分の商品券と交換します。

#### ●ガラポンお楽しみ抽選会(今月は、豪華賞品があります!)

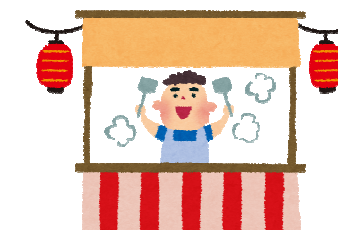
ポイント引換所で、3店舗分のポイント引換券で1回ガラポン抽選ができます。  
空くじなしの運試しをしませんか？  
※抽選会は、午前8時30分～10時ごろまで実施しています。

#### ●花の寄せ植え体験

山口花卉園芸さんによる寄せ植え体験です。色とりどりの花を飾りましょう♪  
**先着80人限定、参加料500円です**  
★詳細は、チラシまたは、町物産館「よかもんや」にお問い合わせください。

※ごみ減量化のため、マイバッグ持参を推進しています。ご協力をお願いします。  
※新規出店者(出店料500円(会員)/1000円(非会員))も募集しています。  
※イベントなどは変更になる場合があります。  
■主催 みまたん駅前よかもん元気会

※お問い合わせは、町物産館「よかもんや」  
☎：52-3131 をお願いします。



## お知らせ

### ◆ 平成31年度 軽自動車税の減免申請を受け付けます

平成31年度 軽自動車税の減免申請の受付期間は、  
4月1日(月)～5月31日(金)です。

※ただし、土曜・日曜・祝日を除きます。また、申請手続きは受付期間中のみとなりますので、ご注意ください。

#### ■申請時に準備するもの＝

##### ①個人番号確認書類

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入で、減免申請書にマイナンバー(個人番号・法人番号)の記載が必要です。

個人番号確認を行いますので、次のいずれかをご用意ください。

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 本人(納税義務者)が申請する場合      | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カード</li> <li>通知カード</li> <li>個人番号が記載された住民票</li> <li>個人番号が記載された住民票記載事項証明書</li> </ul> |
| 代理人(納税義務者以外の人)が申請する場合 | 本人が申請する場合に必要なカードまたは証明書などの写し<br>※注意…代理人が申請する場合は、委任状が必要です。  |

※法人番号を記載する場合は、番号確認・本人確認は不要です。

##### ②障害などを証明できるもの

(身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳)

##### ③運転免許証(申請対象の軽自動車などを運転する人の分)

##### ④車検証

##### ⑤印かん(認め印可)

※身体障害者などの本人以外が運転する場合、各種証明書類が必要となる場合があります。

※代理人(納税義務者以外の人)が申請する場合、手続きに来た人の本人確認の書類が必要です。

#### ■軽自動車税の減免対象となる車＝

次の①、②、③、④のいずれかに該当する場合、軽自動車税の減免対象となります。

|   | 軽自動車などの所有者名義(納税義務者)          | 運転者               | その他の要件  |
|---|------------------------------|-------------------|---|
| ① | 身体障害者など                      | 身体障害者など本人         | —————   |
| ② | 身体障害者など                      | 身体障害者などと生計を同じくする人 | 継続して、身体障害者などで18歳以上の人の通学・通院・通所もしくは仕事のために運転する場合   |
| ③ | 身体障害者などまたは、身体障害者などと生計を同じくする人 | 身体障害者などと生計を同じくする人 | 継続して、次のア)、イ)のいずれかに該当する人の通学・通院・通所もしくは仕事のために運転する場合<br>ア) 身体障害者などで18歳未満の人<br>イ) 療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 |
| ④ | 身体障害者など                      | 当該身体障害者などを常時介護する人 | 日常的に当該身体障害者など(身体障害者などのみで構成される世帯に属する人に限る)の通学・通院・通所または仕事のために運転する場合  |

・所有者名義とは、単なる所有ではなく、車検証の所有者または使用者の名義になっていることを意味します。

・「身体障害者など」は、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかに該当する手帳の交付を受けた人のことをいいます。

・①～④に該当しても、障害の等級・程度によっては減免できない場合がありますので、事前にご相談ください。

・減免の対象は、普通自動車も含めて、身体障害者など1人につき1台です。普通自動車税で減免手続きを受けている場合は、軽自動車税での減免申請はできません。

※普通自動車税の減免に関するお問い合わせは、

都城県税・総務事務所 ☎：23-4589

※軽自動車税の減免申請に関するお問い合わせは、

税務財政課 住民税係(1階 ⑤番窓口)

☎：52-9638(直通)にお願いします。





<sup>せんていえだ</sup>  
◆剪定枝のリサイクル事業を行っています

町では、ごみの減量化・資源化を目的に、**町内の家庭から発生した剪定枝**を堆肥化する「**みどりのリサイクル**」を行っています。

この活動は、これまで焼却されていた剪定枝が腐葉土となって生まれ変わることによって、自然の循環が形成され、焼却時に出る二酸化炭素発生量の削減にもつながります。

リサイクルが目的ですので、リサイクルできないものは受け入れることができません。分別にご協力ください。

■受け入れ場所＝

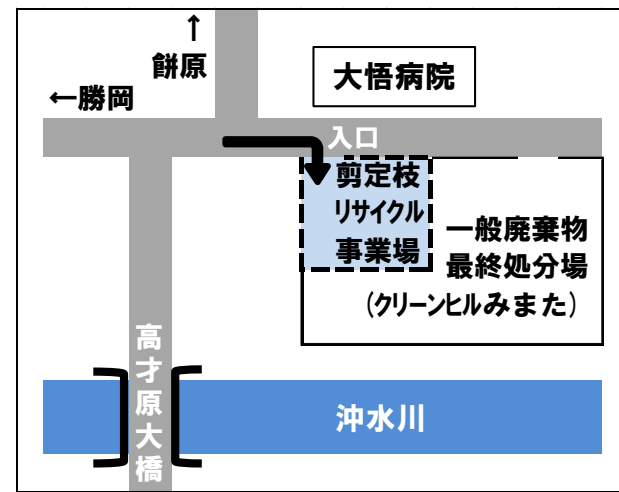
町一般廃棄物最終処分場  
(クリーンヒルみまた) 西隣り

■受け入れできる剪定枝の種類＝

- ・町内の<sup>せんてい</sup>家庭から発生した「剪定枝」に限ります。
- ・直径が10センチ以下の枝。

■受け入れができないもの＝

- キョウチクトウ、アセビ、イチイ、ウルシなど  
毒性やかぶれ物質がある樹木で、堆肥化に適さないため。
- ユズ、キンカンなどトゲのあるもの  
作業員のけがの原因となるため
- ササ、タケ、シュロ、イチョウ、ヒバなど  
微生物を使った分解が難しく、醗酵を抑制してしまうため。
- マツ、ソテツ、フェニックスなど  
破砕機にヤニが付いたり、葉っぱが巻き付いたりするなど、作業に支障をきたすため
- 木の根や草、花、ツタ、ツル、野菜など
- 砂や石、ビニールなど異物が混入しているもの
- その他、受け入れができない草花や樹木などが混ざっているもの



■受け入れ時間＝

|      |       |                   |
|------|-------|-------------------|
| 受入時間 | 月曜～金曜 | 午前 8時30分 ~ 正午     |
|      |       | 午後 1時00分 ~ 4時30分  |
|      | 土曜・日曜 | 午前 8時30分 ~ 11時30分 |

※祝日、振替休日および12月31日～1月3日は休み。

※台風や大雨の場合は、受け入れを中止します。

■搬入できるもの＝

町内の個人宅で出た「<sup>せんてい</sup>剪定枝」が対象です。  
本人が搬入することが原則です。

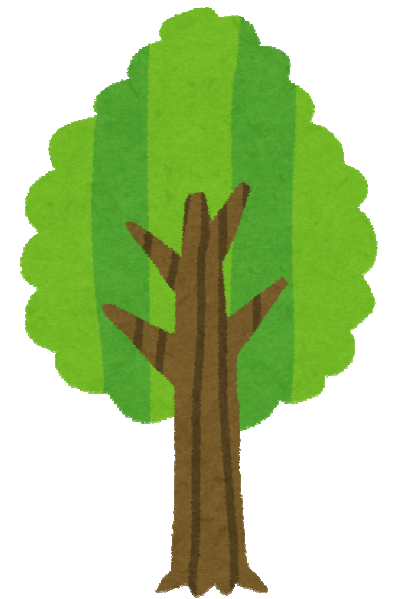
町内からであるかを確認するために、運転免許証・車検証などの提示を求め場合があります。

※1トンの以上のトラックなどで搬入する人は、事前にご連絡ください。

※事業者などによる持ち込みはできません。

※剪定枝は枯れる前に持ってきてください。

※剪定枝が直径5センチを超える場合は長さを50センチ以内に切ってください。



※お問い合わせ先は、

町シルバー人材センター

☎：52-7150

環境水道課環境保全係（2階 ⑨番窓口）

☎：52-9082（直通）

にお願いします。

## ◆ 県議選と町議選に合わせて、期間限定で「くいまーるバス」 を無料で利用できます

4月7日（日）執行の宮崎県議会議員選挙と、4月21日（日）執行の三股町議会議員選挙の期日前投票期間中に、次のとおり「くいまーるバス」を無料で利用できます。

この機会にぜひご利用ください。

■ 無料路線 = **生活支援便 全便**  
※通学便は有料です。

■ 無料期間 = **4月 1日（月）～ 4月 6日（土）**  
**4月 17日（水）～ 4月 20日（土）**  
※選挙の有無に関わらず、「くいまーるバス」の無料利用は実施します。

■ 実施目的 = ・選挙の投票率向上を図るため。  
・くいまーるバスの利用促進を図るため。



※お問い合わせは、  
総務課 行政係（2階 ⑦番窓口）  
☎：52-1112（直通）  
をお願いします。

## ◆ 家内労働（内職）情報をお知らせします

県の就職相談支援センター（家内労働相談窓口）では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

### ◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください（ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください）。電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。※仕事によっては細かい作業もあるため、掲載されている情報以外の求人条件が加わる場合があります。

3月1日現在

| 仕事の内容                              | 委託地域                             | 工賃                            |
|------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|
| 干支の置物の絵付けなど                        | 三股町、高原町<br>都城市内（要相談）<br>小林市内一部地域 | 1個 10円～50円                    |
| プラスチック製品のバリ仕上げ、検査、部品組み立て、シール貼り     | 三股町、都城市                          | 作業内容による                       |
| 部品組立、部品外観検査（キズ汚れなど）                | 三股町、都城市                          | 1個 0.3～1.8円                   |
| 婦人服のホック付け、ボタン付け、しつけ縫い              | 三股町、都城市                          | 30円～                          |
| ブレザーボタン付け・しつけ縫い他                   | 三股町、都城市                          | 1箇所 10円～                      |
| 縫製後の糸切りまとめ作業（ループ、まつり、ボタン付け、肩パット付け） | 三股町、都城市とその近辺                     | 4円～<br>（宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃に準ずる） |
| 自動車用ハーネスのサブ作り                      | A：三股町、都城市とその近辺<br>B：三股町、都城市      | A・Bともに<br>1本 4～20円            |
| 大島紬織り                              | 三股町、都城市とその近辺                     | 1反 2万～4万5千円                   |

### ◎事業所の人へ

家内労働に適したお仕事はありませんか？  
内職者募集の際には、ぜひ「就職相談支援センター」  
をご利用ください。



※お問い合わせは、

都城就職相談支援センター 〒885-0024 都城市北原町24街区21号  
県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内 ☎/ファクス：25-0300  
相談日：月曜～金曜日（土曜・日曜・祝日は休み） 相談時間：午前9時～午後5時  
詳しくは県庁の公式サイトをご覧ください。

宮崎 内職

検索

保健と福祉（子ども）

◆子ども医療費助成の対象となる小学生に受給資格者証を郵送します

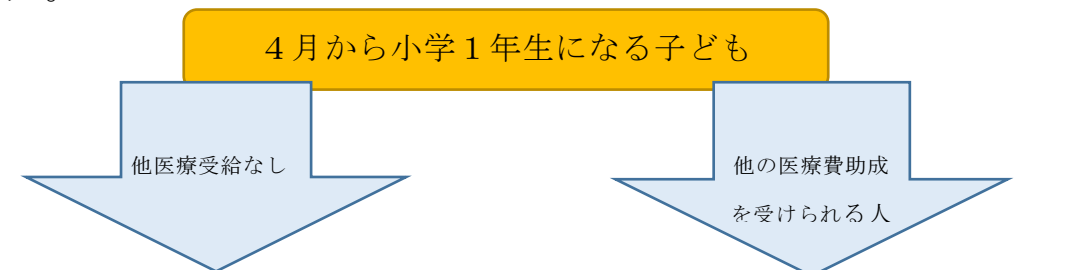
子ども医療費助成を拡充するにあたり、対象の小学生に受給資格者証を郵送します。

■今回の交付の対象となる人＝

本町に住所があり、4月から小学1年生になる子ども

※ただし、次の人を除きます。

- ・他の医療費助成(母子父子家庭医療費助成・重度心身障害者医療費助成など)を受けられる人(他の医療費助成が優先です)。一部、併用可能な医療費助成(育成医療・小児慢性特定疾患医療費助成など)もあります。詳しくはお問い合わせください。
- ・生活保護法による保護を受けている人。
- ・児童福祉法、母子保健法などの法令により、医療費の全額を助成されている人。



|                          |   |
|--------------------------|---|
| <b>小</b> 三股町子ども医療費受給資格者証 |   |
| 受給者番号                    | 5 6 5 6 5 6 5   |
| フリガナ                     | ミマタ ミライ   |
| 氏名                       | 三股 未来 女   |
| 生年月日                     | 平成25年 3月 3日   |
| 住所                       | 北諸県郡三股町五本松1番地1  |
| 有効期間                     | 平成31年(2019年)4月1日から平成31年(2019年)3月31日まで                     |
| 交付年月日                    | 平成31年 1月 1日   |
| 発行機関名及び印                 | 宮崎県北諸県郡三股町長   |
| 自己負担額                    | 【入院】自己負担額なし<br>【外来】1,000円/1診療報酬明細書<br>【薬局】1,000円/1調剤報酬明細書 |
| 公費負担者番号                  | 8 1 4 5 0 5 6 1   |

母子及び父子家庭医療費受給資格証  
重度心身障害者医療費受給資格証など

実際の受給資格者証は「黄色」です。

■受給資格者証の利用方法＝

3月末ごろに、黄色の受給資格者証を郵送する予定です。

4月1日以降、県内の病院や薬局を受診するときに、保険証と一緒に受給資格者証を提示することで、医療費の助成を受けることができます。


※ただし、次の場合は医療費助成を受けることができません。

- 病院や薬局で受給資格者証を提示しなかった場合
- 健康保険が適用されない場合
- 交通事故など、第三者行為による診療の場合
- 学校での負傷や疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合
- 学校保健安全法「医療券」で受診する場合
- 町外へ引っ越した場合
- 県外の病院や薬局を受診した場合

※払い戻しの手続きが必要ですので、領収書を必ず保管してください。

■各種届け出について＝

次の場合は、届け出が必要です。

| こんなとき  | 必要な届け出 | 準備するもの   |
|--|--------|--|
| ①保険証が変わったとき<br>②住所、氏名が変わったとき<br>③口座を変更したいとき  | 変更届    | ①新しい保険証と印かん<br>②受給資格者証と印かん<br>③変更したい口座の通帳、またはキャッシュカードと印かん  |
| ④町外へ引っ越すとき<br>⑤他の医療費助成を受けることができるようになったとき<br>⑥生活保護を受給するようになったとき<br>⑦子どもが死亡したとき<br>⑧子どもを扶養しなくなったとき(施設入所や、別の人が扶養するとき) | 喪失届    | ④～⑧受給資格者証と印かん<br> |
| ⑨受給資格者証をなくした、破れた、汚れたときなど   | 再発行申請書 | ⑨印かん   |

(次のページへ続く)



## ■医療機関の適正受診を心がけましょう＝

県と町の財源で実施している乳幼児の医療費助成と違い、小学生の医療費助成は、町のみの財源で行う事業です。町の負担をできるだけ少なくし、小学生の医療費助成を長く続けていくためには、みなさんの心がけがとても大切です。医療機関の適正受診にご理解とご協力をお願いします。

### ①「かかりつけ医」、「かかりつけ薬局(薬剤師)」をもちましよう。

できるだけ自宅の近くに「かかりつけ医」、「かかりつけ薬局(薬剤師)」をもちましよう。

### ②診療時間内の受診を心がけましよう。

時間外診療は割増料金になります。やむを得ない場合を除き、時間外受診は控えましよう。

### ③ハシゴ受診はやめましよう。

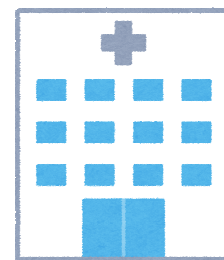
病気やけがの治療中に、自分の判断で受診先を変える「ハシゴ受診」は、身体的にも経済的にも負担になります。

### ④後発医薬品(ジェネリック医薬品)を活用ましよう。

先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果を持つ医薬品のことで、先発医薬品より安価で経済的です。

### ⑤「小児救急電話相談」を利用ましよう。

救急外来は、緊急を要する重症患者を治療するためのものです。夜間や休日に、子どもの受診が必要か判断に迷ったら、「小児救急電話相談」を利用ましよう。ダイヤル「#8000」で、小児科医や看護師から対処法や受診する医療機関についてアドバイスを受けることができます。



※お問い合わせは、福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)

☎：52-9060(直通)をお願いします。

## 保健と福祉(一般)

### ◆国民年金第1号被保険者で、平成31年2月1日以降に出産した人は、産前産後の国民年金保険料が免除されます

国民年金第1号被保険者で、平成31年2月1日以降に出産した人は、国民年金保険料が免除されます。

免除期間は、出産予定日または出産した月の前月から4カ月間です。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産した月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産のことといいます(出産は、死産・流産・早産された人を含みます)。

【国民年金第1号被保険者】…日本国内に住む20歳以上60歳未満で、自営業、学生、農業・漁業従事者、無職の人などのこと

### ■届け出期間＝

出産予定日の6カ月前から届け出が可能です。ただし、届け出ができるのは平成31年4月からです。

### ■提出書類＝

- ・出産前に届出の提出をする場合…母子手帳など
- ・出産後に届出の提出をする場合…出産日が町で確認できる場合は原則不要。ただし、被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要。

### ■個人番号で届け出を行う場合の添付書類＝

届出者本人が窓口で届け出をする場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)を提出してください。持っていない場合は、次の①と②を提示してください。

なお、郵送で届け出をする場合は、マイナンバーカードの表裏の両面、または次の①と②のコピーを添付してください。

①マイナンバーが確認できる書類：通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し

②身元(実存)確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど

※お問い合わせは、町民保健課 国保年金係

☎：52-9631(直通)をお願いします。



◆ 重度障害者に「タクシー等利用券」を交付します

町では、心身に重度の障害がある人に、「三股町重度障害者タクシー等利用料金助成事業」として『タクシー等利用券』を交付します。助成対象は初乗り運賃のみです。申請した月から2020年3月末日まで、1カ月当たり2枚の割合で最大24枚の利用券を交付します。

該当者は、印かんと各障害者手帳を準備して、3月25日（月）以降に福祉課社会福祉係までお越しください。

■対象者＝

- ・身体障害者：身体障害者手帳1級の交付を受けている人  
※視覚障害者は、手帳等級2級以上の人
- ・知的障害者：療育手帳Aの交付を受けている人
- ・精神障害者：精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人

■利用できる期間＝4月1日（月）～2020年3月31日（火）

■申請受付開始日＝3月25日（月）から

■準備するもの＝ ①印かん（認め印可） ②各障害者手帳

《重度障害者タクシー等利用券が利用できるタクシー会社一覧》

| 会社名       | 電話番号    | 会社名        | 電話番号          |
|-----------|---------|------------|---------------|
| KC タクシー   | 27-1100 | 介護タクシーみずほ  | 25-0504       |
| 銀星タクシー    | 38-1300 | 永吉福祉タクシー   | 090-3604-3196 |
| おくつタクシー   | 23-8800 | 霧島敬愛       | 71-3100       |
| 中央タクシー    | 23-1230 | あすなろ       | 090-7447-7314 |
| 富士タクシー    | 22-2378 | 介護福祉タクシー夢野 | 80-6376       |
| 宮交タクシー    | 22-1010 | 福祉タクシーますやま | 38-5024       |
| (有)アルプス企画 | 76-2671 | 福祉タクシーはまゆう | 090-8830-8152 |



※お問い合わせは、

福祉課 社会福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52-9061（直通）をお願いします。

◆ 畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は  
「町内一斉消毒の日」です

日本に近い中国や韓国などのアジア地域では、口蹄疫の発生が続いています。また昨年9月に岐阜県の養豚場で「豚コレラ」が発生し、今年の2月には愛知県・長野県・滋賀県・大阪府での発生が確認されました。国内にウイルスが持ち込まれるリスクが高くなっています。ウイルスの侵入防止対策の再徹底による農場防疫の強化をお願いします。

「農場防疫レベルの強化をお願いします」

《次のことを守りましょう》

①長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、付着したウイルスの侵入を防ぐことができます。

②踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

③農場訪問者の記録と立ち入り規制

農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

④早期発見・早期通報

家畜に異常がみられたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、畜産振興係で配布しています。

農業振興課（役場3階 ⑫番窓口）までお越しください。

※お問い合わせは、農業振興課 畜産振興係（3階 ⑫番窓口）

☎：52-9088（直通）をお願いします。



◆ 4月の農業用廃プラスチック処理業務内容をお知らせします

4月の農業用廃プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

|      |  |
|------|--|
| 日 時  | <p>回収日… 4月17日（第3水曜日）<br/>                 ≪午後1時30分～3時≫<br/>                 ※回収日が雨天で回収できなかった場合の予備日：4月24日（水）<br/>                 ★雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。<br/>                 ★回収日以外は受け入れできませんのでご注意ください。</p>   |
| 場 所  | 町最終処分場（クリーンヒルみまた）  |
| 搬入方法 | <p>土・くずなど異物を取り除き、10～15kg程度で<b>種類別・色別に分別</b>して、ひもなどで縛って搬入してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>注意：</b>サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、種類が違うため、分別して処理してください。</p> </div> <p>※分別については、次ページの表を確認してください。</p>   |
| 注意事項 | <p>★処理料金は<b>現金支払い</b>です。<br/>                 ★<b>印かん（認め印可）</b>をお持ちください。<br/>                 ★<b>処分場内は徐行運転で走行してください。</b><br/>                 ★町では、表の日時・場所のみで処分できます。<br/>                 本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃プラスチックを持っていくことはできません。<br/>                 ★農業用廃プラスチック以外の農業用廃棄物（ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど）は、回収できません。<br/>                 産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。</p> |

**農業用廃プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」**

使用済みの農業用廃プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者（農業経営者）が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

■ 分別方法＝

① 農ビ（農業用ビニール）フィルム 〈処理料金… 1 kgあたり 6 円〉

| 種 類   | 注 意 点  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>農ビマーク入りのもの</li> <li>透明の農ビ</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>10～15 kgのつづら折りにする。</li> <li>梱包ひもは同一素材でしばる。</li> <li>農ビ以外のものを混入しない。</li> <li>糸入りのもの、劣化品、ひもが通してあるものは、「③その他」で回収します。</li> </ul> |

② ポリ（PO） 〈処理料金… 1 kgあたり 2 3 円〉

| 種 類   | 注 意 点  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>軟質ポリ</li> <li>ポリ系フィルム</li> <li>不織布、灌水チューブ</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>長さ 1m くらい、重さ 10～15 kg 程度に梱包する。</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>ビニールシート</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>金具は外す。</li> </ul>                         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>肥料袋</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>何枚か重ねて、ひもで縛る。</li> </ul>                  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>鉢、トレイ、コンテナ、育苗箱</li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>重ねて梱包する。</li> </ul>                       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>ポリ容器</li> </ul>                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>洗浄し、乾燥させる。</li> </ul>                     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>ポリタンク</li> </ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>20ℓ以上のタンクは破砕して搬入する。</li> </ul>            |

③ その他 〈処理料金… 1 kgあたり 4 1 円〉

| 種 類   | 注 意 点   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>塩ビ（塩化ビニル）パイプ</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>長さ 2m 以内に切断し、ひもで縛る。</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>塩ビパイプ以外のもの<br/>                     農薬袋（アルミパック）、ビニールホース、サニーホース、マイカー線、ラミネート袋、ネット、パッカー（金具は外す）など、「①農ビフィルム」「②ポリ」以外の農業用廃プラスチック</li> </ul> |   |



※お問い合わせは、農業振興課 農政企画係（3階 ⑫番窓口）

☎：52-9086（直通）にお願いします。

## 相 談

### ◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？ 相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

|      |                      |               |
|------|----------------------|---------------|
| 期 日  | 4月1日（月）              | 4月15日（月）      |
| 相談委員 | くすめぎ かずあき<br>久寿米木 和明 | 新委員(4月に決定します) |
| 時 間  | 午前10時～正午             |               |
| 場 所  | 町総合福祉センター「元気の杜」      |               |

※相談委員は、変更になる場合があります



※お問い合わせは、総務課 行政係（2階 ⑦番窓口）

☎：52-1112（直通）をお願いします。

### ◆「人権相談」を実施します

いじめや虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

#### ■特設人権相談

|       |   |
|-------|---|
| 期 日   | 4月5日（金）   |
| 時 間   | 午前10時～午後3時  |
| 場 所   | J R 三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」   |
| 相 談 員 | ばば しんご たけのした ようこ<br>馬場 真吾 、 竹之下 洋子<br><u>※相談員は、変更になる場合があります</u> |

#### ■常設人権相談

|       |                              |
|-------|------------------------------|
| 日 時   | 平日の午前8時30分～午後5時15分           |
| 場 所   | 宮崎地方法務局都城支局<br>(都城合同庁舎5階相談室) |
| 相 談 員 | 人権擁護委員・法務局職員                 |



※お問い合わせは、

・特設人権相談：総務課 行政係（2階 ⑦番窓口）

☎：52-1112（直通）

・常設人権相談：宮崎地方法務局都城支局

☎：22-0490 をお願いします。

◆ 「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3火曜日に「法律相談」を実施しています。

|        |  |
|--------|--|
| 期 日    | 4月16日（火）   |
| 時 間    | 午後1時30分～4時30分  |
| 場 所    | 町総合福祉センター「元気の杜」  |
| 内 容    | 土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。<br>※秘密は固く守られます。 |
| 申し込み方法 | 相談は <b>予約制</b> です。人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。  |



※お申し込み・お問い合わせは、町社会福祉協議会  
☎：52-1246 をお願いします。

◆ 「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

- 相談日 = 毎週月曜・水曜・金曜日
- 時 間 = 午前9時～午後5時
- 場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、  
町社会福祉協議会  
☎：52-1246 をお願いします。

◆ 広報みまた4月号は、  
回覧4月15日号とともにお届けします

「広報みまた4月号」と「回覧4月15日号」のお届けを、次のとおり変更します。

- ① 「広報みまた4月号」は、**4月15日**に発行します。
- ② 「回覧4月1日号」の発行はありません。4月は15日号の1回のみとなります。
- ③ 支部長宅への発送は、**4月11日（木）～12日（金）前後**を予定しています。



※お問い合わせは、秘書広報係（2階 ⑦番窓口）  
☎：52-1113 をお願いします。